

島根原子力発電所1号機の廃止措置計画に係る経緯について

鳥取県危機管理局

【平成27年】

4/30 1号機の営業運転を終了

12/22 安全協定の一部改定(廃止措置手続きの明確化)

【平成28年】

4/28 中国電力が県に安全協定に基づき事前報告

6/17 県から中国電力へ事前報告に対する回答

7/4 中国電力が国に廃止措置計画を申請

【平成29年】

2/14 中国電力が廃止措置計画の補正を国に申請

4/19 原子力規制委員会が廃止措置計画を認可

4/26 県から国に対して地域住民への審査結果の説明などを要望

5/16 原子力安全対策PT会議における説明(原子力規制庁、中国電力)

5/19 県議会議員全員協議会における説明(原子力規制庁、中国電力)

5/26 鳥取県原子力安全顧問会議における説明(原子力規制庁、中国電力)

《中国電力への回答事項(H28.6.17)》

1. 安全協定第6条に基づく事前報告に関しては、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上で提出する。
2. 廃止措置の各段階に係る一連の手續に際し、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応すること。
3. 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査結果(審査状況及び審査により変更・追加した内容を含む。)について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
4. 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育訓練といった人的な対応に関する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。
5. 使用済燃料及び新燃料の全量搬出・譲渡しについて、責任を持って、安全な管理及び実効性のある処分を適正に行うこと。
6. 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物については、責任を持って、安全を第一に、関係する規制基準等に従い、適切かつ確実な管理及び処分を適正に行うこと。
7. 地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること。
8. 系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
9. 長期にわたって必要となる原子力防災対策の費用については、事業者として必要な負担を行うこと。